

# 台風第19号の被害による 被災者支援制度などをお知らせします

## 介護保険料の減免

令和元年台風第19号により、居住する住宅などに著しい被害を受けた人（第1号被保険者）の介護保険料を減免します。

対象は令和元年度分の保険料で、10月12日以降が納期のもので、既に納付済みの場合は、減免の決定後に還付などの手続きをします。

### 減免の内容

- ①住家の全壊、半壊、床上浸水以上の損害を受けた場合…損害の程度に応じて対象保険料額の2分の1～全額を減免
- ②主たる生計維持者が死亡・行方不明・障害などを負った場合…全額を減免
- ③令和元年中の事業収入などの額が前年の10分の3以上の減少が見込まれ、事業収入などに係る所得以外の所得の合計額が400万円以下である場合…前年の所得金額に応じて対象保険料額の10分の8～全額を減免

### 申し込み・問い合わせ

市高齢介護福祉課に減免申請書を提出してください。減免申請書は市高齢介護福祉課窓口にて備え付けます。

申請期間	12月2日(月)～令和2年3月31日(火) 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
持参するもの	①～③共通 印鑑、身分証明書、預金通帳など後日還付を希望する口座番号が分かるもの ①に該当する人 リ災証明書 ②に該当する人 死亡・行方不明・障害を負った事実などが分かる書類 ③に該当する人 今年の収入が分かる書類

市高齢介護福祉課 高齢介護係（保健福祉センター2階） ☎22-0178

## 後期高齢者医療保険料の減免

令和元年台風第19号により、居住する住宅などに著しい被害を受けた人の後期高齢者医療保険料を減免します。

対象は、令和元年度分の保険料のうち、減免の申請をした日から起算して7日を経過した日以降に納期限が到来するものです。

### 減免の内容

- ①住家の全壊、半壊、床上浸水以上の被害を受けた人…対象保険料の50%～100%を減免
- ②主たる生計維持者が死亡・行方不明・重篤な傷病を負った人…全額を減免
- ③主たる生計維持者が事業を廃止し、または失業した人…全額を減免
- ④令和元年中の事業収入などの損失額が前年の事業収入などの合計額の30%以上であり、かつ前年の合計所得金額が1,000万円以下（事業収入など以外の所得の合計額が400万円を超えるときを除く）である場合…前年の所得金額に応じて、対象保険料の20%～100%を減免

### 申し込み・問い合わせ

市市民課に減免申請書を提出してください。減免申請書は市市民課窓口にて備え付けます。

申請期間	各納期限（年金天引きの人は年金支給日）の7日前まで
持参するもの	①～④共通 印鑑、窓口に来庁する人の身分証明書 ①に該当する人 リ災証明書 ②に該当する人 死亡・行方不明・重篤な傷病を負った事実などが分かる書類 ③に該当する人 雇用保険の受給資格証または事業主などによる証明 ④に該当する人 令和元年中の収入内容が分かる帳簿など

市市民課 医療給付係（市役所第1庁舎1階） ☎27-8450

# 道路の除雪作業にご理解・ご協力を

除雪作業は、国・県・市がそれぞれの路線で行います。冬道の安全を確保するために皆様のご協力をお願いします。

### \* 除雪の出動基準と出動態勢

- ・市道の場合は積雪量がおおむね10cm以上の場合に出動します。なお、積雪の状況などにより作業時間帯が遅れる場合があります
- ・交通の混乱を緩和するため、幹線道路やバス路線、集落間道路などを優先的に除雪します
- ・除雪作業は、深夜から早朝に行うことが多く、騒音や振動などでご迷惑をおかけする場合があります

### \* 除雪へのご協力をお願いします

- ・玄関前に雪が残ることがありますので、その処理への協力をお願いします
- ・路面凍結の原因となりますので、除雪された雪は道路に出さないでください
- ・除雪作業の妨げとなりますので、路上駐車はしないようにお願いします

### \* 融雪剤を配布します

市は、市道に散布する融雪剤を配布します。町内会を取りまとめ、市建設課へお申し込みください



### 問い合わせ

- 【国道45号、釜石自動車道】  
三陸国道事務所釜石維持出張所 ☎26-5014
- 【三陸沿岸道路】  
南三陸国道事務所 管理課 ☎28-4731
- 【国道283号、各県道】  
沿岸広域振興局土木部道路環境チーム  
☎25-2393（内線294・323・324）
- 【市道】  
市建設課 道路維持係 ☎27-8430

## HACCPの制度化に向けたマネジメント改革セミナー

食品関係事業者は、令和3年6月までにHACCP制度化に対応する必要があります。HACCP制度化に対応するための説明会を開催しますので、ぜひお申し込みください。

**対象** 市内の食品関係事業者  
**日時** 12月17日(火)13時～16時  
**場所** チームスマイル・釜石PIT  
**費用** 無料

**申込方法** (一社)岩手県食品衛生協会ホームページより申込書をダウンロードし、申込用紙に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。

### 問い合わせ

(一社)岩手県食品衛生協会 ☎・Fax019-651-5418  
ホームページ <http://www.iwasyoku.sakura.ne.jp/>



## いまの短大・大学生の就職を知ろう!

いまの大学生の仕事に関する意識や就職活動のスケジュールは、親世代と比べてまったく違います。お子さんの就職について、お父さんお母さんも一緒に考えてみませんか? 気軽にご参加ください。

**対象** 現役短大・大学生の親御さん、お子さんにリターンを考えてほしい親御さん、現役学生も歓迎  
**日時** 12月21日(土)14時～16時30分  
**場所** チームスマイル・釜石PIT  
**内容** 大学生の就職活動内容やスケジュールの紹介。関東の大学を卒業後、新卒で釜石に就職した人の声。市内で大卒採用を検討している事業者の紹介など  
**申し込み** パソナ東北創生 [info@pasonatohoku.co.jp](mailto:info@pasonatohoku.co.jp)  
QRコードからお申し込みください。

※当日参加も可能

**問い合わせ**  
市総合政策課 オープンシティ推進室  
☎27-8463



## 食物アレルギー講演会を開催します

食物アレルギーのある子どもの親や食物アレルギーのある子どもと接する機会がある人など、たくさんの方に食物アレルギーについて正しい知識を持っていただくことを目的に開催します。

**対象** 栄養士、保護者、学校・幼稚園・保育園の職員、救急救命士、地域の皆さんどなたでも  
**日時** 12月8日(日)13時30分～15時40分  
**場所** 小佐野コミュニティ会館 大ホール  
**参加費** 無料  
**講師** 【第一部】盛岡医療センター 小児科医長 佐々木朋子さん【第二部】盛岡医療センター 管理栄養士 村里智子さん

**問い合わせ** いわてアレルギーの会  
☎080-1820-0175 (ひなた)  
✉ [allegcare.kuji@gmail.com](mailto:allegcare.kuji@gmail.com)

住宅再建支援などに関すること

被害の程度 ※被害の程度は市税務課が発行するり災証明書で確認できます	国の被災者生活再建支援金による支援					県の単独事業による支援 被災者生活再建支援法の非該当世帯への支援	災害救助法に基づく救助				
	基礎支援金		加算支援金				住宅の応急修理 (現物給付)	みなし仮設への一時避難 (民間賃貸住宅)	生活必需品の給与		
	複数世帯	単身世帯	建設・購入	補修(※3)	賃借						
全壊	100万円	75万円	200万円 (150万円)	100万円 (75万円)	50万円 (37万5,000円)	-	-	-	最長2年	床上浸水以上の被災世帯に対しり災程度と世帯人員に応じて、1万円(床上1人世帯)から8万2,000円(全壊5人世帯)相当の生活必需品を現物給付	
半壊・大規模半壊など (※1) 解体した場合											
大規模半壊	50万円	37万5,000円	※( )内は単身世帯			20万円(複数世帯) 15万円(単身世帯)	上限59万5,000円	-	-	-	
半壊	-	-	-	-	-	5万円(複数世帯) 3万7,500円(単身世帯) ※床上浸水	上限30万円	-	-	-	
一部損壊(準半壊) (※2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一部損壊(準半壊に至らない) (※2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
担当課・問い合わせ	市地域福祉課 ☎22-0177					市都市計画課 ☎27-8435			市地域福祉課 ☎22-0177		

被害の程度 ※被害の程度は市税務課が発行するり災証明書で確認できます	市の単独事業による支援			市の単独事業による支援				
	住宅再建補助(※4)	家屋などの解体	利子補給(※4)	釜石市産木材使用	かさ上げ(※5)	引越し(※5)	仮設住宅への一時避難	市営・復興公営住宅への一時避難
全壊	200万円(150万円) ※( )内は単身世帯	市の負担により実施	建物分のみ 上限250万円 一括払い	伐採地が釜石市内であること 30㎡以上100万円 20㎡以上30㎡未満75万円 10㎡以上20㎡未満50万円	-	-	1~2カ月程度	最長1年 (目的外使用)
半壊・大規模半壊など (※1) 解体した場合								
大規模半壊	-	-	-	-	上限50万円 (工事費の1/2)	一律5万円	-	-
半壊	-	-	-	-	-	-	-	-
一部損壊(準半壊) (※2)	-	-	-	-	-	-	-	-
一部損壊(準半壊に至らない) (※2)	-	-	-	-	-	-	-	-
担当課・問い合わせ	市生活支援室 ☎27-8439	市環境課 ☎27-8453	市生活支援室 ☎27-8439	市生活支援室 ☎27-8439			市都市計画課 ☎27-8435	

- (※1) やむを得ず住宅を解体した世帯(敷地に被害、修繕費用が高額、1階部分に被害のある高層賃貸住宅の解体など)が対象です。解体は当初、国の制度により全壊のみ市で行うこととしていましたが、制度の改正により、「家屋などの解体」は半壊から全壊まで市で行います
- (※2) 台風第19号により各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、国は災害救助法の住宅の応急修理の対象拡充を行うため「被害の程度」の扱いを変更し、これまでの「一部損壊(半壊に至らない)」については、「一部損壊(準半壊)」(損害割合10%以上20%未満)と「一部損壊(準半壊に至らない)」(損害割合10%未満)の二つに区分しました

- (※3) 「基礎支援金」を交付された世帯が、被災した住宅を自ら補修し住み続ける場合が対象です。災害救助法に基づく「応急修理」との併用も可能です
- (※4) 市単独事業の「住宅再建補助」と「利子補給」は、被災者生活再建支援金の「加算支援金(建設・購入に限る)」が交付されている世帯が対象です
- (※5) 「かさ上げ」「引越し」の補助は、東日本大震災の際、災害危険区域第2種区域内に、全壊または半壊で解体済みの世帯が建設する場合に支給していましたが、台風第19号被災世帯に関しては、被災場所に限らず、り災証明書の確認で支給します(生活再建支援金の受給要件なし/1世帯につき1回のみ)

その他の市独自の支援制度の概要

次の支援制度は、市が被害の程度を確認の上、減免、軽減します。

それぞれの支援の内容は、広報かまいし12月1日号3ページ、11月15日号20ページ、11月1日号折り込みチラシ、または市のホームページをご覧ください。

(1) **災害見舞金の交付** (市地域福祉課 ☎22-0177)  
全壊~大規模半壊：5万円、半壊：3万円、一部損壊(準半壊・準半壊に至らない、ただし床上浸水のみ)：3万円

(2) **市民税・固定資産税・国民健康保険税の減免** (市税務課 ☎27-8417)  
令和元年10月12日以後に納期限の到来するものについて、被害の程度に応じて減免

(3) **介護保険料の減免** (市高齢介護福祉課 ☎22-0178)  
令和元年10月12日以後に納期限の到来するものについて、被害の程度に応じて減免

- (4) **後期高齢者医療保険料の減免** (市市民課 ☎27-8450)  
被害の程度に応じて減免
- (5) **国民健康保険・後期高齢者医療制度の窓口一部負担金、介護保険サービス利用者負担金などの免除**  
(市市民課 [国民健康保険・後期高齢者医療制度] ☎27-8450、市高齢介護福祉課 [介護保険] ☎22-0178、市地域福祉課 [障がい福祉] ☎22-0177)  
被保険者の療養の給付に係る一部負担金、介護保険サービス、障がい福祉サービスの利用者負担金を免除
- (6) **上下水道料金などの軽減** (市水道事業所 ☎23-5881)  
10月使用分検針に係る上下水道料金などを基本料金のみとする
- (7) **被災事業者への支援** (市商業観光課 ☎27-8421)  
施設設備の修繕などに対して、補助率2分の1、20万円を限度に支援

住宅再建に釜石市産木材を使用した場合の補助

台風第19号の被害により、被災者が住宅再建に釜石市産木材を使用すると、次のとおり補助金を交付します。

釜石市産木材を使用すると、岩手県産木材を使用した場合の補助金も合わせて受け取れます。

木材使用量	釜石市産木材使用補助金	岩手県産木材使用補助金
10㎡以上20㎡未満	50万円	20万円
20㎡以上30㎡未満	75万円	30万円
30㎡以上	100万円	40万円

申し込み・問い合わせ 市生活支援室 ☎27-8439

台風第19号被害特別相談窓口 市生活支援室 ☎22-2111 (内線162・436)

相談先が分からない場合などにお電話ください